

17. 肝炎対策

肝炎対策は、平成18年度から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき保健所で検査を実施している。フィブリノーゲン製剤問題を契機として、平成20年度から、緊急肝炎ウイルス検査を開始した。

肝炎対策を総合的に推進するため、「肝炎対策基本法」（平成21年法律第97号）が制定され、肝炎の予防・早期発見の推進、肝炎医療の促進及び研究の推進等を基本的施策として、平成22年1月から施行される。

[1] 検査事業

(1) B型・C型肝炎ウイルス検査事業

□ 肝炎検査（池袋保健所）（平成18年11月から実施）（単位：人）

年 度	受診者数	B型肝炎陽性者	C型肝炎陽性者
18年度(11月～3月)	22	0	1
19年度	246	3	5
20年度	96	3	1
21年度	96	0	0
22年度	81	3	2

□ 緊急肝炎ウイルス検査（区内指定医療機関で実施）（単位：人）

年 度	受診者数	B型肝炎陽性者	C型肝炎陽性者
20年度	429	5	2
21年度	1,449	21	13
22年度	1,869	17	16

(2) 肝炎ウイルス検診陽性者治療勧奨相談事業

東京都ウイルス肝炎受療促進集中戦略の一環として、区が実施する肝炎ウイルス検診において、B型肝炎ウイルス検査結果で陽性、またはC型肝炎ウイルス検査結果で感染している可能性が極めて高いと判断された者に対して、専門医療機関への受診や療養上の指導、相談及び肝炎手帳の配布している。

□ 陽性者への受診勧奨・療養相談（単位：人）

年度	区分	実施実人数	相談延数	内 訳		
				訪問	面接	電話
22年度	肝炎検査	5	22	0	10	12
	緊急肝炎ウイルス検査	33	57	0	1	56

[2] 医療費助成

(1) 肝炎医療費助成制度

国及び東京都では、B型・C型ウイルス肝炎の治癒を目的として、インターフェロン治療を必要とする方に対し医療費等を助成し負担軽減を図っており、区はその申請受付等の経由事務を担当している。

肝炎対策基本法施行に伴い、平成22年4月から、B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度が拡充された。

具体的には以下のとおり。

- ・自己負担限度額の引下げ
- ・B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療を助成対象に追加
- ・制度利用回数の制限緩和（C型肝炎インターフェロン治療で一定の要件を満たす場合、2回目の利用も可）

□申請件数

(単位：件)

区 分		年 度					池袋	長崎	
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
B・C型 ウイルス 肝炎	入院(※1)	13 43	8 27	1	1	1	1	0	
	インターフェロン 治療(※2)	B型ウイル ス肝炎	/	10 56	53	39	3	3	0
		C型ウイル ス肝炎	/	/	/	/	44	33	11
	核酸アナログ製剤治療(※3)	/	/	/	/	69	42	27	

(注) 19年度までの上段は老人保健法による65歳以上の患者を再掲。

(※1) 入院医療助成の新規受付は、平成19年9月末で終了。

(3年の経過措置のため制度終了は、平成22年9月末。)

(※2) C型肝炎のインターフェロン治療医療費助成は、平成19年10月1日から開始。B型肝炎のインターフェロン治療医療費助成は、平成20年4月1日から開始。

(※3) 核酸アナログ製剤治療助成は、平成22年4月1日から開始。

(2) 身体障害者手帳

平成21年12月に身体障害者福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行規則が改正になり、平成22年度から肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付を開始した。

(身体障害者手帳の受付は中央福祉保健センターで実施。)